



貴重な都市農地を守ります！

～38区市町が結束！ 第7回都市農地保全自治体フォーラムを開催～

と き 7月6日（土） 午後1時15分～4時

と ころ 都庁第一本庁舎5階大会議場および、東京アグリパーク（渋谷区代々木2-10-12）

6日、都庁大会議場および東京アグリパークで、第7回都市農地保全自治体フォーラムが開催された。これは、都内の市街化区域内農地がある全ての基礎自治体(38自治体(10区、26市、2町))で構成された「都市農地保全推進自治体協議会」(会長:志村豊志郎練馬区長)が実施したもの。

都庁大会議場では、市民、農業者など約250人が来場し、会員自治体すべてについて、都市農地の保全や都市農業の振興に関する取り組みが紹介された。清水 庄平副会長(立川市長)によるフォーラム宣言では、都市部における農地の大切さを訴えるとともに、今後の活動に向けた決意を力強く宣言した。

その後、農産物流通コンサルタントの山本謙治氏による講演会「採れたてを食卓へ～地産地消への取り組み～」が行われた。

また、東京アグリパークでは朝採れたばかりの枝豆やトマト、モモ、トウモロコシなどの東京都内産の農産物をはじめ、今流行の野菜を使ったシフォンケーキ(かぼちゃ、ニンジン、小松菜など)などの加工品の即売会も行われた。会場入り口では、各自治体のゆるキャラたちもPRし、会場は多くの購買客や家族連れで賑わった。



【フォーラム宣言の様子】



【農産物即売会の様子】



【即売会入り口の様子】

【都市農地保全自治体フォーラム】

都市部の農地は、新鮮な農作物を供給するほか、良好な都市環境の保全や貴重な防災空間の確保、住民が農に触れる憩いの場となるなど、多くの役割を担っており、都市住民の暮らしにとって都市農地は失ってはならない大切な財産である。しかし、都市農地は減少傾向にある(右グラフ参照)。

フォーラムでは、こうした都市農地の重要な役割や保全していくことの重要性、都市計画法の見直しや相続税納税猶予制度の維持・改善といった農地保全に必要な法整備などを広く訴えた。

国からは農林水産省と国土交通省、農業関係団体からは全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、東京都農業会議、東京都農業協同組合中央会を来賓として招いて開催された。(協賛：全国都市農業振興協議会(事務局 埼玉県川口市) 共催：東京都)



【都市農地保全推進自治体協議会とは】

練馬区が呼びかけた、都市農地の保全などに取り組む自治体連携組織。平成20年10月29日に発足。会長は志村豊志郎練馬区長。市街化区域内農地がある都内38の自治体が会員となっている。

協議会では、本フォーラムを開催し、都市農地の重要性を周知していくとともに、平成20年11月以降、農林水産省と国土交通省の各大臣宛に都市農地の保全に関する要望書を提出している。

【問い合わせ】 区民生活事業本部 産業経済部 都市農業課 農業振興係 電話 03-5984-1403

第7回 都市農地保全自治体フォーラム宣言

東日本大震災から、まもなく2年4か月になろうとしているものの、復興への道のりは、いまだ緒についたばかりと言うべき状況である。この間、都民の防災に関する意識が一層高まる中、基礎自治体や東京都は、都民の皆さまの安全と安心のために、切迫性の懸念される首都直下地震等への備えを万全にすべく、地域防災体制のさらなる強化に全力を注いでいる。

首都直下地震などの震災時において、都市農地は、建物の倒壊などから一時身を守るオープンスペースとなり、また、火災による延焼を遮断する機能を持つことから、その重要性を再認識する必要がある。もとより都市農地・農業は、新鮮で安全な農産物を供給するだけでなく、環境保全に寄与するなど貴重な財産である。まさに都市農地は、都市住民の命を守り、暮らしを豊かにするうえで欠かせないものとなっており、都市で暮らす住民の都市農地・農業に対する期待は高い。

一方で、都市の農地は減少し続け、極めて憂慮すべき状況であり、適切な保全策が求められている。

昨年8月には、農林水産省所管の都市農業の振興に関する検討会で中間とりまとめがなされ、都市農地の保全に関する制度改正に向けた議論を進めると示された。また、国土交通省所管の社会資本整備審議会 都市計画部会 都市計画小委員会は、昨年9月に、「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」中間とりまとめを行い、都市農業を持続可能なものとしていくことは、意義が大きいと示しつつ、都市内の農地が保全されることが重要であるとしている。

このように、都市農地を取り巻く国の動きが具体的になったことにより、本協議会の活動も重要な時期を迎えている。

都市農地保全推進自治体協議会は、都市農地保全自治体フォーラムの開催を通じ、都市農地・農業が持つ多面的機能の重要性を確認し、かけがえのない都市農地保全の意義を広く訴える。さらに、都市計画法の見直しや相続税納税猶予制度の維持・改善など都市農地の保全に資する法制度が省庁連携により整備されるとともに、都市農業振興政策の充実が図られるよう、強く国に働きかけるなど、都市農地の保全に向けて全力で行動していくことを、ここに宣言する。

平成 25 年 7 月 6 日

都市農地保全推進自治体協議会

【都市農地が持つ役割（多目的機能）】

農地は以下の役割を持っています。

- 1、新鮮で安心な農産物を地元を提供します
- 2、住民が農に触れる憩いの場となります
- 3、住民の健やかな生活を支えます
- 4、ヒートアイランド現象を緩和します
- 5、幅広い世代の学びの場になります
- 6、防災のための空間になります
- 7、良好な景観を作ります

【農産物供給機能】

【レクリエーション・コミュニティ機能】

【福祉・保健機能】

【環境保全機能】

【教育機能】

【防災機能】

【景観形成・歴史文化伝承機能】